

# 志賀中学校 いじめ防止基本方針

志賀中学校に関わるすべての者は、『いじめ』を「しない」「させない」「見逃さない」

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利及び基本的人権等を著しく侵害し、生徒の心身の健全な成長及び人格の形成等に甚大かつ重大な危険を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険性を生じさせるものである。また、いじめは行為そのものを捉えると犯罪とも言えるものであり、社会的にも教育の場においても許されるものではない。

さらに、いじめは、いつでも、どこからでも、どの生徒にでも起こり得るものであり、どの生徒も被害者と加害者の両方になり得るといふ危険性をもはらんでいる。まさに、いじめの問題への取組は、人格の形成を目標とする学校教育にとって喫緊の課題である。

これらの基本的な考えを基に、わが志賀中学校では、すべての生徒・教師が、『いじめ』を「しない」「させない」「見逃さない」を基本理念とし、いじめを生み出す弱い心に打ち克ち、いじめを許さない強い心ときずなを育みながら、学校全体で組織的にいじめ防止に取り組んでいく。

## 2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条において『いじめ』とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

## 3 いじめの防止のための組織

### (1) 目的及び名称

法第22条に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、常設の組織を設置する。

組織の名称は、「志賀中いじめ問題対策チーム」とする。

### (2) 機能及び役割

- ・「志賀中学校いじめ防止基本方針」の策定
- ・いじめの未然防止およびいじめ防止の啓発等の予防的取組の企画立案（いじめを見逃さない学校づくりの推進）
- ・学校や教職員のいじめ問題対応力向上（校内研修の企画・実施）
- ・いじめ問題発生時における個別案件対応班の編制と指示
- ・「志賀中学校いじめ防止基本方針」の見直し（実践の検証と改善）
- ・いじめアドバイザーや委員会、その他関係機関、保護者との連携

### (3) 構成員

校長，教頭，生徒指導主事，学年主任，教育相談担当，養護教諭，  
スクールカウンセラー，ハートフル相談員（状況に応じて）

(4) いじめ問題対策チームの役割



#### 4 いじめ防止および早期発見のための取組

##### (1) いじめ未然防止への取組

いじめは、どの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、生徒一人一人が認められ、お互いを思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組み、本校のいじめに対する基本理念である「しない」「させない」「見逃さない」を実現していく。加害の背景には、学習や人間関係などのストレス要因に着目し、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりや一人一人が活躍できる場の工夫、ストレスへの対処法などについて取り組んでいく。生徒には、見て見ぬふりをすることや知らん顔をするこゝも「傍観者」としていじめに加担していることを理解させていく。

具体的には次のような取り組みを行う。

##### ①学習規律への取組

- ・ベル学
- ・「聴く」態度の育成
- ・「授業の心得」の共通実践

##### ②グループ活動による学び合い学習の推進

##### ③道徳の時間を要とした道徳教育の充実

##### ④特別活動の充実と活用

- ・学活の活用（人間関係づくりの計画的な実施，学級集団づくり）
- ・旅行・集団宿泊的行事における班学習（相互理解及び協力）
- ・生徒会が中心となった生徒討論会  
（いじめ撲滅をテーマに全校生徒参加による討論会を企画・実施）
- ・体育祭や文化祭を活用した集団への所属感や連帯感の醸成

##### ⑤総合的な学習の時間での横断的・探究的な学習の充実

- ・協同的に問題解決を図る学習（4月例：1年校外学習，2年金沢自主学び，3年修学旅行）

##### ⑥朝読書への取組（落ち着いた雰囲気づくり，集中力UP）

##### ⑦生徒の成果物などへのプラス評価コメント

##### ⑧QUアンケートの実施と活用

##### ⑨生徒や保護者，地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校報，学年・学級通信（学校いじめ防止基本方針やいじめに関する各種リーフレット等の掲載・配布）
- ・HPの活用
- ・PTA対象に非行被害防止講座でネットトラブルに関する講話（7月）

##### ⑩特別支援教育との観点から

- ・特別支援教育の視点を取り入れた授業展開（ユニバーサルデザインへの意識）
- ・「気づき票」の活用（障害等が隠れていないか）

##### ⑪小学校からのファイルの受け渡しによる情報交換及び継続支援

⑫インターネット等を通じて行われるいじめ防止対策の推進

- ・情報モラル教育の充実とネットトラブル防止教室の開催

⑬全校集会・学年集会の活用

⑭部活動での取組

- ・異学年間の人間関係の醸成
- ・協力する心，感謝する心，継続する心，高め合う心
- ・部活終了後の校歌斉唱（所属感，愛校心）

⑮教職員研修の推進

- ・定例の職員会議の生徒理解で情報交換及び共通理解
- ・いじめ防止等に関する事例研修（8月）
- ・自己肯定感や充実感の味わえる「わかる授業」の展開
- ・県教委発行の「体罰のない学校づくり STOP 体罰 ー改訂版ー」及び本校「危機管理マニュアル」の「事故・不祥事防止のためのチェックリスト」の活用
- ・学校研究の推進（学び合いのある授業づくり）

（2）いじめ早期発見の取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど，発見しにくいことが多い。些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって，早い段階からの確に関わりを持ち，いじめを隠したり軽視したりすることなく，いじめを積極的に認知していく姿勢をもつ。

①生徒に対する日常観察

ア 健康観察

イ 授業中：姿勢，表情，視線，忘れ物，教科書等への落書き，机の合わせ方，グループ活動内の様子など

ウ 休み時間：移動教室へ行く様子，からかいの様子など

エ 給食：極端な盛りつけ，配膳の様子，食欲，周りの距離など

オ 部活動：無断休部，一緒に活動しない，雑用の押しつけなど

カ 登下校：時間帯，ひとりぼっち，荷物の押しつけなど

②「Daily Life」（生活記録ノート）の点検

③いじめや悩みに関するアンケート調査の実施（毎月）

④教育相談（年3回：6月，11月，2月）

⑤相談箱の設置

⑥特別支援教育の視点（トラブルの背景に障害等が隠れていないか）

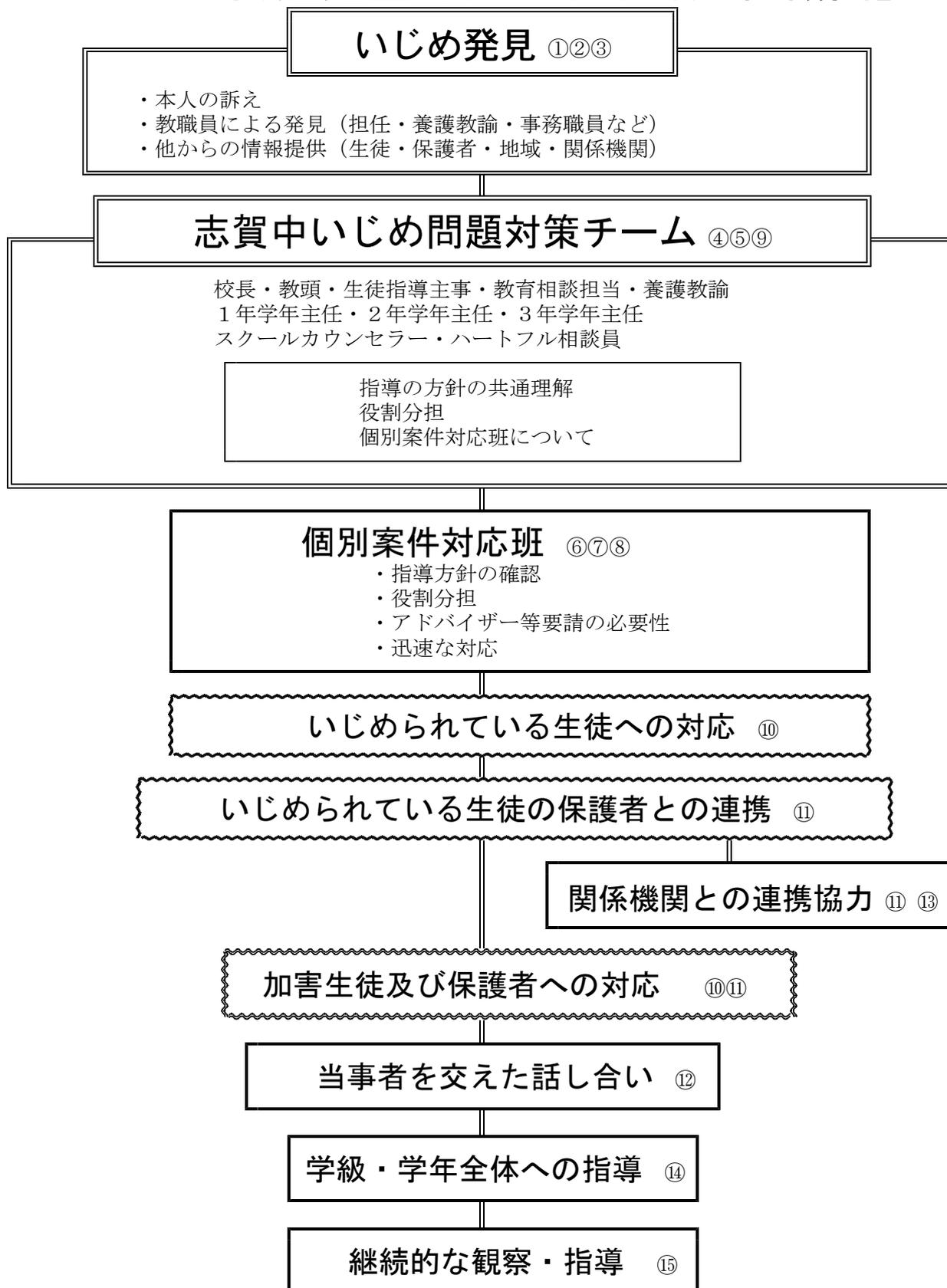
⑦迅速な情報の共有

- ・休み時間職員室で
- ・SC，養護教諭，特別支援教育コーディネーターからの情報
- ・生徒理解シートへの入力と活用

### (3) いじめに対する措置

- ①いじめを認知した教員等は、速やかに学年主任、生徒指導主事に報告し、初期対応を進める。(本人や他からの情報提供の場合もある。)
- ②初期対応では、いじめを受けた生徒の心身の安全の確保を最優先に進める。あわせて、いじめを知らせてきた生徒の心身の安全を確保する。(主に学級担任)
- ③生徒指導主事は、校長・教頭に報告する。
- ④校長は、「志賀中いじめ問題対策チーム」を招集する
- ⑤「志賀中いじめ問題対策チーム」では、役割分担や個別案件対応班の設置、指導の方針を決定する。
- ⑥個別案件対応班では、指導の方針を確認し、役割分担をする。場合によっては、いじめ対応アドバイザーを要請する。
- ⑦役割分担に従い、加害側・被害側・周辺生徒それぞれに事情を聞き取り、集約整理しながら、事実関係を明らかにする。
- ⑧個別案件対応班の主担当(生徒指導主事)は、校長・教頭に報告するとともに、具体的な対応策について検討する。生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- ⑨校長は、「志賀中いじめ問題対策チーム」を招集し、方針と具体的な取り組みを決定する。
- ⑩決定方針に基づき、指導・ケアを行う。加害者に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携の措置を含め対応する。被害生徒に対しては、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応及び今後の方針案を検討する。(教育相談担当・養護教諭)
- ⑪加害生徒・被害生徒の家庭に連絡し、直接会って状況説明及び今後の具体的な対策を伝える。その後、家庭との連携方法を話し合い、協力を願う。場合によっては外部機関との連携の必要性を説明する。
- ⑫必要に応じて、当事者を交えた話し合いを行う。
- ⑬教育委員会等へ報告・相談し、連携・協力できる体制を速やかに構築する。
- ⑭学年主任及び学級担任は、学年全体への指導を行う。
- ⑮再発防止に向けての継続観察・支援を行う。

# 「いじめ問題発生時における対応組織図」



## 5 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

### （1）重大事態について（第1号）

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
  - ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合等
- ②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合」（第2号）
  - ・年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合
- ③生徒の保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合
  - ・「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

### （2）重大事態への対処

- ①重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに志賀町教育委員会に報告する。
- ②志賀町教育委員会と協議の上、教育委員会が重大事態の調査の主体を判断する。
- ③万が一不幸にして生命及び心身に重大な被害が起きてしまった場合には、本校「危機管理マニュアルー生徒事故の緊急対応チェックリスト」に基づいた対処を行う。

※教育委員会が、

<学校が調査主体と判断した場合>

- ①校長は、直ちに教育委員会に報告する。
- ②学校は、志賀町教育委員会の指導・助言のもと、「志賀中いじめ問題対策チーム」を母体とした調査組織を設置する。当該重大事態の性質に応じて、適切な専門家や利害関係の有しない第三者の参加を図る。
- ③上記組織で事実関係を明確にするための調査を実施する。調査の方法については、国や県の基本方針や国の「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」の動向などを十分参考にする。
- ④いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- ⑤校長は、調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑥学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体と判断した場合>

- ①学校は、教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

## 6 インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- （1）携帯電話やスマートフォン等は、所持しないことを原則とする。
- （2）家庭の判断で所持させる場合には、保護者の責任と監督の下、使い方について家庭で十分にルール作りをするよう協力を依頼する。パソコンや携帯音楽プレーヤーなど、インターネットやソーシャルメディアを使える機器を所持する場合も同様である。
- （3）インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、問題箇所の確認、印刷、保存、メモ等をし、「志賀中いじめ問題対策チーム」で取り上げ、対応を協議する。書き込みや画像については、書き込んだ本人に削除等を要請するが、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

## ○志賀中学校いじめ防止に対する取組の年間計画

	○志賀中いじめ問題対策チーム」◆職員	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○◆「志賀中いじめ防止基本方針」の内容確認 ◆生徒理解	・エンカウンター(学級開き) ・学年開き ・1年校外学習 ・2年金沢自主プラン ・3年修学旅行	・相談箱の周知 ・身体計測 ・悩みアンケート	・情報モラル啓発(学年懇談会) ・公開授業 ・PTA総会
5月	◆校内研修会(道徳教育：学び合い) ◆生徒理解		・悩みアンケート ・第1回Q-Uの実施	・いじめ防止基本方針のHP掲載 ・部活動参観
6月	◆校内研修会(道徳教育：学び合い) ◆生徒理解	・エンカウンター ・唐戸山応援合戦 ・1年技術科(情報モラル)	・Q-Uの結果の分析 ・教育相談 ・悩みアンケート	・地区懇談会 ・学校評価委員会
7月	◆校内研修会(道徳教育：学び合い) ◆取組の評価アンケート	・職場体験学習(2年) ・生徒討論会	・悩みアンケート	・非行被害防止講座 ・学校評価アンケート ・保護者懇談会
8月	○中間評価・検証 ◆生徒理解・事例研修			・家庭訪問
9月	◆校内研修会(道徳教育：学び合い) ◆生徒理解	・体育祭応援合戦 ・エンカウンター	・悩みアンケート ・身体計測	
10月	◆校内研修会(学び合い) ◆生徒理解	・チャレンジウォーク ・3年技術科(情報モラル) ・文化祭(合唱コンクール)	・悩みアンケート	・チャレンジウォーク ・文化祭
11月	◆道徳教育研究発表会(道徳教育：学び合い) ◆生徒理解 ◆校内研修会(学び合い)	・1, 2年エンカウンター ・2年技術科(情報モラル)	・教育相談 ・悩みアンケート	・道徳教育研究発表会 ・学校公開 ・学校評価委員会
12月	◆取組の評価アンケート ○評価・検証 ◆生徒理解	・人権週間 ・生徒討論会	・第2回Q-Uの実施 ・Q-Uの結果の分析 ・悩みアンケート	・学校評価アンケート ・保護者懇談会
1月	◆生徒理解	・1, 2年エンカウンター	・悩みアンケート	・入学説明会で情報モラル啓発
2月	◆校内研修会(学び合い) ○自己評価 ◆生徒理解		・悩みアンケート ・教育相談	・学校評価委員会
3月	○志賀中いじめ防止基本方針の見直し ◆生徒理解	・学級編制	・悩みアンケート	
通年	・生徒理解シート ・気づき票 ・情報収集 ・日常観察	・道徳教育の充実 ・わかる授業 ・グループ活動 ・あいさつ運動 ・朝読書	・健康観察 ・相談箱 ・「Daily Life」	・HPの更新 ・学校報, 各種たより

